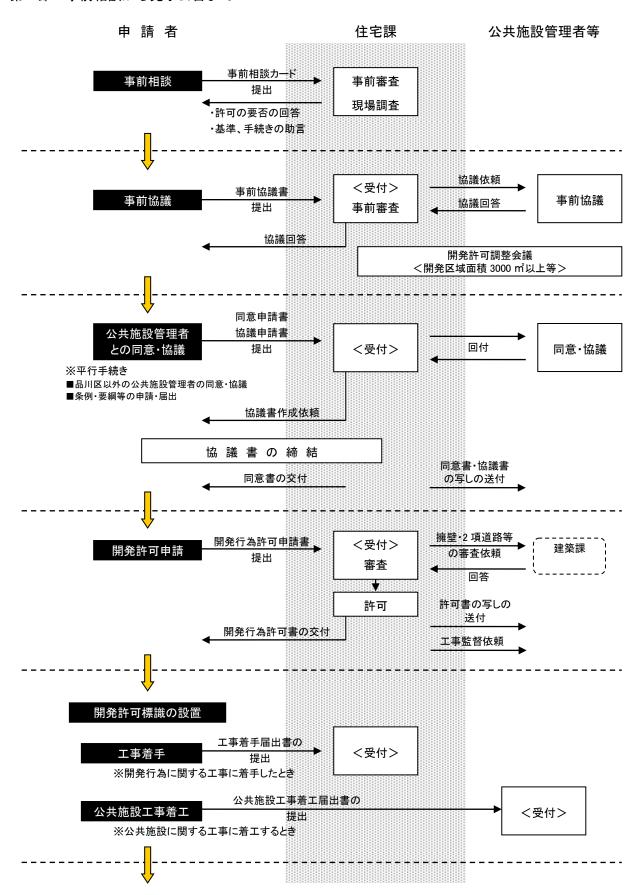
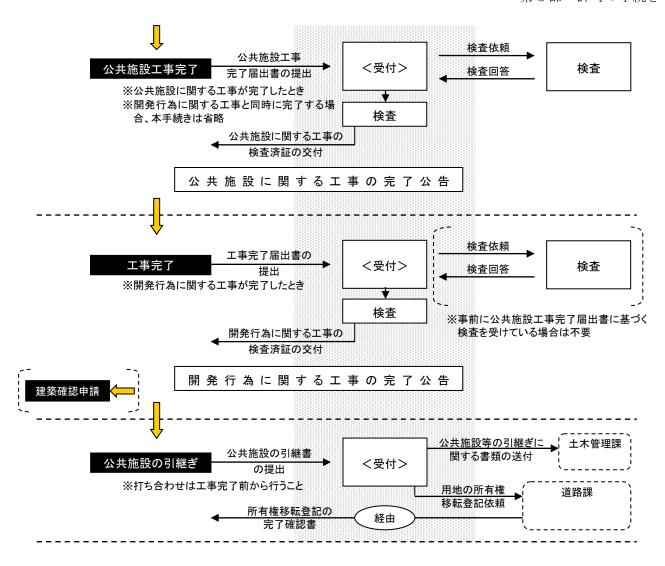
# 第3部 許可の手続き

# 第1章 開発許可の手続フロー

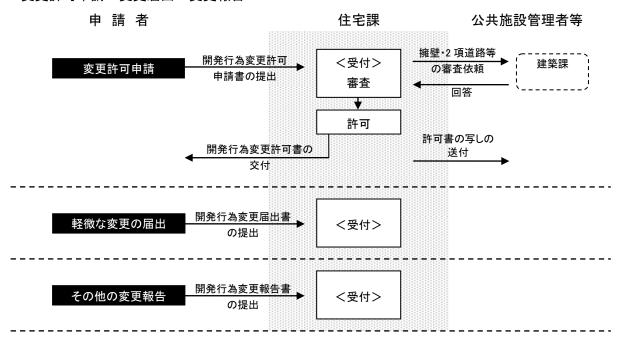
# 第1節 事前相談から完了公告まで



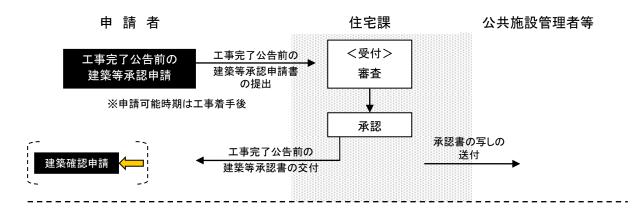


# 第2節 その他開発許可に関する手続き

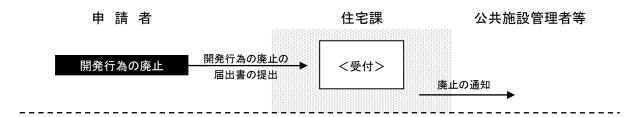
1 変更許可申請・変更届出・変更報告



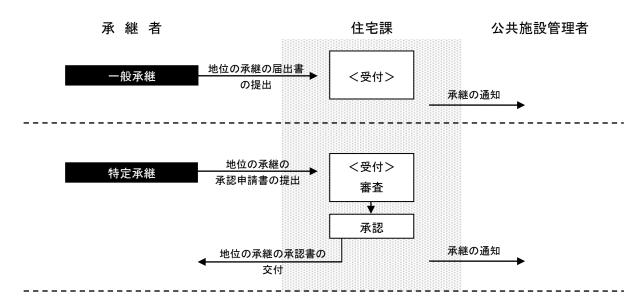
# 2 工事完了公告前の建築等承認申請



# 3 開発行為の廃止の届出



# 4 地位の承継の届出・承認申請



# 第2章 事前の手続き

# 第1節 開発行為事前相談の手続き

# 1 事前相談

500 ㎡以上の一団の土地で、『区画の変更』や『形質の変更』などの開発行為を計画する場合、事前に住宅課にご相談ください。

住宅課では、事前相談の内容をもとに開発許可を必要とするかどうか判断します。また、開発許可が必要となった場合、その後の手続きを円滑に進めるため、許可基準に関する助言もいたします。

なお、立地条件や計画内容によっては、相談者立会いのもと現場調査を求める場合があります。

# 2 事前相談に必要な図書

事前相談には、次の図書を A4 サイズに綴じて 1 部提出し、担当者に事業内容を説明してください。

		明示すべき事項(上段)
No.	図書の名称	備考(下段)
1	開発行為事前相談カード	・各記入項目
		・予定建築物等に係る計画概要については、概ねで結構です。
2	位置図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とする
		・航空住宅地図可
3	公図の写し (区域図)	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・区界
		・土地の地番及び形状
		・転写場所、転写日、転写者名
		・縮尺は公図の原本と等縮尺
3-2	地番表	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等(開発区
		域内については乙区含め全権利者)
		・開発区域の内外を明確にする
		・No.3の公図の写しと合わせて1枚にまとめてもよい
4	現況図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・開発区域内及びその周辺の道路、河川、水路等の位置形状及びその状況
		・既存敷地、家屋及び擁壁等の位置
		・土地の地盤高
		・縮尺 1/500 以上
5	求積図及び求積表	・開発区域及び関連工事区域の全面積
		・従前及び新設の公共施設の面積
		・未利用地の面積、画地の面積
		・縮尺 1/500 以上
-		・三斜法による算出とする
6	土地利用計画図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・既存及び新設道路の位置、幅員、辺長、延長
		・公園その他の公共施設の位置形状
		・街区及び敷地の番号、辺長
		・予定建築物等の用途及び敷地面積、辺長、土地利用区分(未利用地等)
		・土地の地盤高・樹木以は樹木の毎日の位置が大阪と経衛帯の位置が大阪地
		・樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 ・縮尺 1/500 以上
		・ 稲尺 1/ 500 以上 ・ 宅地分譲の場合、予定建築物の配置は省略可
7	その他	・七地万歳の場合、「产足産業物の配置は自昭刊 開発行為の内容が明確に分かるよう、必要に応じて資料の提出をしていただきます。
'	· C V기반	・造成計画図(現況地盤との差が分かるような平面図、断面図)等
. 47.53		

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください

<sup>\*</sup>提出していただいた資料等は返却いたしません

# 第2節 事前協議の手続き

# 1 事前協議

法第29条の開発許可申請や法第32条の同意・協議申請に先立ち、開発行為の基本計画について品川区が管理する公共施設に関係する課と事前協議を行ないますので、事前協議書を提出してください。必要に応じて計画の変更を指示することになります。

# 2 事前協議に必要な図書

事前協議には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については第 5 章第 4 節を参照してください。

		明子ナッシ市店(L肌)
No.	図書の名称	明示すべき事項(上段)
		備考(下段)
1	事前協議書 ( <b>書式1号</b> )	・各記入項目
		・代理人がいない場合は代理人の項目を削除してください
2	位置図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とする
		・航空住宅地図可
3	公図の写し (区域図)	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・区界
		・土地の地番及び形状
		・転写場所、転写日、転写者名
		・縮尺は公図の原本と等縮尺
3-2	地番表	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等(開発区
		域内については乙区含め全権利者)
		・開発区域の内外を明確にする
		・No.3の公図の写しと合わせて1枚にまとめてもよい
4	現況図	・開発区域の境界(開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・開発区域内及びその周辺の道路、河川、水路等の位置形状及びその状況
		・既存敷地、家屋及び擁壁等の位置
		・土地の地盤高
		・縮尺 1/500 以上
5	求積図及び求積表	<ul><li>・開発区域及び関連工事区域の全面積</li><li>・従前及び新設の公共施設の面積</li></ul>
		・未利用地の面積、画地の面積
		・縮尺 1/500 以上
		<ul><li>・三斜法による算出とする</li></ul>
6	土地利用計画図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
	그,이 까마 티즈	・既存及び新設道路の位置、幅員、辺長、延長
		・公園その他の公共施設の位置形状
		<ul><li>・街区及び敷地の番号、辺長</li></ul>
		・予定建築物等の用途及び敷地面積、辺長、土地利用区分(未利用地等)
		・土地の地盤高
		・樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状
		・縮尺 1/500 以上
		・宅地分譲の場合、予定建築物の配置は省略可
7	公共施設の管理者等に関す	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
	る図面	・廃止される公共施設
		・変更される公共施設
		・新設される公共施設
		・接続先道路の名称、種別、幅員
		・新旧公共施設一覧表(種別、幅員・寸法、延長、数量、管理者、用地の所有者)
		・縮尺 1/500 以上

8	公共施設構造図	・道路縦断図(在来高、計画高、延長、勾配)
		・道路横断図(幅員、舗装、勾配)
		・排水施設の縦断図(土被り)、横断図
		・河川、水路詳細図
		・公園、広場計画図(形状、寸法、施設の種類)
		・貯水施設詳細図(形状、寸法)
		・その他施設の詳細図(形状、寸法)
		・縮尺 1/50 以上
		・原則として道路縦断勾配は9%以下とする。やむを得ない場合は12%以下とする
		・原則として排水施設の土被りは 1.2m 以上とする
9	その他	開発行為の内容が明確に分かるよう、必要に応じて資料の提出をしていただきます。
		・造成計画図(現況地盤との差が分かるような平面図、断面図)等

- \*各図面には方位を明記してください
- \*No.2~No.6 については「前節第2項 事前相談に必要な図書」と同一です

## 第3節 公共施設管理者の同意・協議(法第32条)

都市計画法第32条(公共施設の管理者の同意)

- 1 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、 その同意を得なければならない。
- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議をしなければならない。
- 3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

## 都市計画法施行令第23条(開発行為を行うについて協議すべき者)

開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者 (開発区域の面積が 40ha 未満の開発行為にあっては、第3号及び第4号に掲げる者を除く。) と協議しなければならない。

- 一 当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者
- 二 当該開発区域を給水区域に含む水道法第3条第5項に規定する水道事業者
- 三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者
- 四 当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者

法第32条第1項は、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共管理者と協議し、その同意を得なければならない旨を定めています。同意を得なければならないこととされたのは、開発行為に関する工事によって既存の公共施設の機能を損なうことのないようにする必要があり、かつ、変更を伴うときはそれを適正に行わせる必要があるからです。

「開発行為に関係がある公共施設」とは次に挙げるものとします。

- ① 開発区域内にある既存の公共施設
- ② 開発区域外にあって開発区域内の道路に接続することとなる道路
- ③ 開発区域外にあって開発区域内の排水施設に接続することとなる下水道・河川等
- ④ 開発行為の実施に伴い、変更又は廃止されることとなる公共施設
- ⑤ その他の開発行為による影響を受ける公共施設
  - i) 開発行為に付随する工事を行う公共施設
  - ii) 開発行為に起因して損傷する恐れのある公共施設
  - iii) 開発行為の実施に伴い工事車両等が通行する道路(私道のみ)
  - iv) 開発行為の目的となる建築物又は特定工作物に起因する交通量の増加等により機能が著しく損な われる恐れのある公共施設

②において接続先の道路が私道の場合、当該私道の管理者又は所有者の同意を得ることが必要となります。 同意が必要となる私道の範囲は、原則として接続部分の前面道路の全幅を範囲とする。③において私道等の 私有地内の排水設備を利用する場合、排水設備の管理者又は所有者の同意を得ることが必要となります。

公共施設の管理者とその用に供する土地の所有者が異なる場合で、かつ、当該土地が開発区域に含まれる場合にあっては、法第33条第1項第14号の「相当数」の範囲において、別途当該土地所有者の同意が必要となるものと解されます。ただし、公共施設の管理者にその用地の処分権限までも委任されていると考えられる場合は、改めてその用地の所有者の同意は要りません。

法第32条第2項は、開発許可を申請しようとする者は、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される新たな公共施設を管理することとなる者と協議しなければならない旨を定めています。

# 1 開発許可申請前に必要な公共施設の管理者との同意・協議等

## (1) 区が管理者となる公共施設に関する相談窓口

担当窓口	相 談 内 容	連絡先
住宅課(本庁舎6階) ・ 開発指導担当	・区管理の公共施設(道路、水路、公園等)の同意協 議申請に関すること	5742-6926
道路課(第二庁舎4階) ・ 道路建設担当 ・ 道路維持担当 ・ 電気設備係	・都市計画事業中の区道に関すること ・区道の設計及び維持管理に関すること ・区道や公園内の街路灯に関すること	5742-6791 5742-6548 5742-6800
土木管理課(第二庁舎 5 階) ・ 土木管理係 ・ 境界確定係	・区管理となる公共施設(道路、水路、公園等)の用地帰属に関すること ・河川管理通路に関すること(開発行為の内容によっては東京都との協議を要する場合もあります) ・道路、水路、公園等の官民境界確定に関すること	5742-6783 5742-6787
・ 現外確定保 河川下水道課 (第二庁舎 5 階) ・ 水辺の係	・雨水流出抑制施設に関すること	5742-6794
公園課 (第二庁舎5階) ・ みどりの係 ・ 公園建設担当	・緑化に関すること ・公園の設計及び維持管理に関すること	5742-6799 5742-6801
建築課(本庁舎6階) ・ 細街路担当	・2 項道路の中心線に関すること ※ 2 項道路の拡幅整備を伴う場合は、管理者の所在に 係らず相談してください	5742-6772

# (2) 区以外が管理する公共施設

公共施設	同 意 ・ 協 議 先	連絡先
道路(都道)	東京都建設局 第二建設事務所	3774-6666
道路(国道)	国土交通省 東京都国道工事事務所 品川出張所	3799-6315
公園(都立)	東京都東部公園 緑地事務所 管理課 管理係	3821-6145
下水道	東京都下水道局 南部下水道事務所 管路施設課	5734-5051
運河	東京都港湾局 港湾経営部 水域管理課	5320-5551
消防の用に供する貯水施設	東京消防庁 ・品川消防署 ・大井消防署 ・荏原消防署	3474-0119 3765-0119 3786-0119
私道	私道の管理者	_

# (3) 供給施設、輸送施設についての協議

協議事項	協 議 先	備考
義務教育施設	品川区教育委員会事務局	開発区域の面積が
水道施設	東京都水道局	20ha 以上のとき
電気施設	東京電力等当該開発区域を供給区域に含む一般電気事業者	開発区域の面積が
ガス施設	東京ガス等当該開発区域を供給区域に含むガス事業者	開発区域の面積が 40ha 以上のとき
輸送施設	当該開発行為に関係ある鉄道事業者、軌道経営者	40lla 以上のこと

# (4) 同意・協議の手続き開始時期について

同意申請又は協議申請の時期について、同意・協議先が区である場合は前節の事前協議終了後になります。同意・協議先が区以外の場合は、とくに定めはありませんが、それぞれの同意書又は協議書の図面等の間に不整合が生じないように注意してください。不整合が生じると、同意書又は協議書が無効となる場合があります。

# 2 道路の帰属の扱い(法第39条、法第40条)

開発行為に伴い新たに設置される公共施設は、法第39条によって、原則として地元自治体が管理するよう 定められていますが、同時に同条において管理者協議を通して開発者が管理することを可能にしています。 また、公共施設の土地については、法第40条第2項に公共施設を管理するものに帰属することが定められ ています。このため、実際の道路の形態としては、原則として以下の2形態が考えられます。

① 品川区が土地の帰属を受けて管理する道路(区道)

条件:幅員が 4.0m 以上であり、かつ、公道から公道へ通り抜けていること

② 土地の帰属を開発者に残し、開発者が管理を行う道路(私道)

条件:①以外

ただし、建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路が区道であり、道路境界線までセットバックして道路状に整備する場合、管理者協議によって土地の帰属を開発者に残し、区が管理する道路となる可能性もあります。

### 3 公園等の帰属の扱い(法第39条、法第40条)

#### (1) 公園の形態

前項と同様、実際の公園等の形態としては、原則として以下の2形態が考えられます。

- ① 品川区が土地の帰属を受けて管理する区立公園等(以下、提供公園)
- ② 土地の帰属を開発者に残し、協定に基づいて開発者が管理を行う公園等(以下、協定公園)

なお、やむを得ない事情があり、法第32条第2項の協議の中で別に定めた公園等の形態がある場合はそれに従うものとする。

2 つの公園等の形態の取り扱いについては、原則として次の 3 つの要件をすべて満たす場合は「協定公園」、1 つでも要件が欠けているものを「提供公園」とします。

- i) 公園等の面積が300 m\*未満である
- ii) 開発区域から 250m の範囲内に、区立の公園・児童遊園等が設置されている
- iii) 公園等の接道部すべてが開発者が維持管理する公開空地(歩道状スペース)として整備されている

なお、開発行為に係る建設事業が品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱(昭和 63 年 1 月 29 日区長決定)に基づく共用スペース及び憩いの場の設置を必要とする事業となる場合においては、それらを協定公園とは別に確保すること。また、一体的に利用できるような形態とするよう努めることとする。

「協定公園」の形態では、地権者(開発者)が土地の権原をもつため、維持管理に係る責任・負担を負う反面、公園部分の面積を建蔽率や容積率の対象とすることができ、提供公園の場合と比べて開発者側に

有利になる場合があります。そこで、「協定公園」とする場合には、近隣住民の利便性・安全性の向上につながる施設の設置等を求めるとともに、公園等継承の担保性や一定の維持管理水準を確保するための協定を、開発者と区との間で交わす必要があります。

# (2) 協定で定めるべき項目

- ① 協定公園は、都市計画法の規定に基づき区と開発者との協議により設置したもので、公園等の廃止や 区の同意を得ていない施設変更はできないこと
- ② 地権者(管理組合等を含む)は、協定公園を適切な状態に保つ義務を負うこと
- ③ 地権者が変更した場合、前地権者は新たな地権者に重要事項として、協定に定められた項目の遵守義務を負うことを伝える責務があること
- ④ 区は、区民に公開される公園等としてふさわしい状態を保つよう、適宜、開発者または地権者を指導できること
- ⑤ その他、区長が必要と認める事項

# 4 同意・協議に必要な図書

同意・協議申請には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については第 5 章第 4 節を参照してください。

協議を行った後、協議書(書式6号)を作成していただくことになります。

No.	図 書 の 名 称	明示すべき事項(上段)
NO.	凶	備考 (下段)
1	同意申請書(書式3号)	・各記入項目
		・代理人がいない場合は、代理人の項目を削除してください
1-2	協議申請書(書式4号)	・各記入項目
		・開発行為又は開発行為に関する工事により新たに公共施設を設置しない場合は不要
		・代理人がいない場合は、代理人の項目を削除してください
2	位置図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とする
		・航空住宅地図可
3	公図の写し (区域図)	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・区界
		・土地の地番及び形状
		・転写場所、転写日、転写者名
		・縮尺は公図の原本と等縮尺
3-2	地番表	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等(開発区
		域内については乙区含め全権利者)
		・開発区域の内外を明確にする
		・No.3の公図の写しと合わせて1枚にまとめてもよい
4	現況図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・開発区域内及びその周辺の道路、河川、水路等の位置形状及びその状況
		・既存敷地、家屋及び擁壁等の位置
		・土地の地盤高
	h atomic or half to	· 縮尺 1/500 以上
5	求積図及び求積表	・開発区域及び関連工事区域の全面積
		・従前及び新設の公共施設の面積
		・未利用地の面積
		・画地の面積
		・縮尺 1/500 以上
		・三斜法による算出とする

		明示すべき事項(上段)
No.	図書の名称	備考(下段)
6	土地利用計画図	<ul> <li>・開発区域の境界(開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))</li> <li>・既存及び新設道路の位置、幅員、辺長、延長</li> <li>・公園その他の公共施設の位置形状</li> <li>・街区及び敷地の番号、辺長</li> <li>・予定建築物等の用途及び敷地面積、辺長、土地利用区分(未利用地等)</li> <li>・土地の地盤高</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状</li> <li>・縮尺 1/500 以上</li> <li>・宅地分譲の場合、予定建築物の配置は省略可</li> </ul>
7	公共施設の管理者等に関する図面	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤)) ・廃止される公共施設 ・変更される公共施設 ・新設される公共施設 ・接続先道路の名称、種別、幅員 ・新旧公共施設一覧表(種別、幅員・寸法、延長、数量、管理者、用地の所有者) ・縮尺 1/500 以上
8	公共施設構造図	・道路縦断図(在来高、計画高、延長、勾配) ・道路横断図(幅員、舗装、勾配) ・排水施設の縦断図(土被り)、横断図 ・河川、水路詳細図 ・公園、広場計画図(形状、寸法、施設の種類) ・貯水施設詳細図(形状、寸法) ・その他施設の詳細図(形状、寸法) ・縮尺 1/50 以上 ・原則として道路縦断勾配は 9%以下とする。やむを得ない場合は 12%以下とする ・原則として排水施設の土被りは 1.2m 以上とする
9	その他	開発行為の内容が明確に分かるよう、必要に応じて資料の提出をしていただきます。 ・造成計画図(現況地盤との差が分かるような平面図、断面図)等

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください

# 第3章 開発許可申請から完了公告までの手続き

### 第1節 開発許可申請から許可までの手続き

都市計画法第30条(許可申請の手続き)

前条第1項又は第2項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域 (開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区) の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の用途
- 三 開発行為に関する設計(以下この節において「設計」という。)
- 四 工事施行者 (開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する 者を言う。以下同じ。)
- 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

# 1 許可申請(法第30条)

開発許可申請を行う前に、「第2章 事前の手続き」を行う必要があります。同意書又は協議書の図面等の間又はそれらの図面と開発許可申請の他の図面等の間に不整合が生じた場合、同意書又は協議書が無効となり、再度法第32条の手続きが必要となる場合があります。

# 2 許可申請に必要な図書

開発行為の許可申請には、次の図書をファイル(A4 サイズ)に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

# (1) 開発行為許可申請添付書類

		明示すべき事項 (上段)
No.	図 書 の 名 称   	備考(下段)
1	開発行為許可申請書 (別記様式第 2) 法29·1、法30、規15、 規16·1、品規3·1·3	<ul> <li>・許可申請者又は工事施行者が法人等である場合においては、氏名はその法人等の名称及び 代表者の氏名</li> <li>・開発区域の全ての地番表示(一筆の一部がある場合は「~の一部」、無地番の場合は「○番 地先」と記載)</li> </ul>
	77.10 T HB900 T 0	・工区を分けたときは、その位置、区域、規模 ・面積は実測値 ・代理人がいない場合は、代理人の項目を削除してください
1-2	委任状 品規 3·1·3	・委任者及び受任者の住所、氏名、委任日等を明記すること ・代理人に委任する場合に必要
1-3	申請者の印鑑証明書	・申請年月日の前3ヶ月以内に発行されたもの
2	設計説明書 (設計概要書) 法30·1·3、規16·2、 規16·3	・土地の現況は、土地登記簿、実測値と整合していること ・自己の居住用の住宅の建築に供するための開発行為の場合で、その開発行為の設計の概要 書として提出する場合は、内容の一部を省略してもよい ・計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること
3	資金計画書 (別記様式第 3) 規 15·1·4、規 16·5	・収支計画の概算や年度別資金計画 ・工事費は開発行為に関するもののみ(ただし、建築物の建設と一体の工事となる場合、建 設事業費を含んだものとする)
4	公共施設管理者の同意を証 する書面 法30·2、法32、 品規3·1·3	<ul><li>・品川区、東京都下水道局、消防署等の同意書の写し</li><li>・要原本照合</li><li>・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があれば、その管理者の同意も必要となる</li><li>・消防水利の検討申請の結果、消防水利の設置を要しない場合には消防署の同意書は不要</li></ul>
5	公共施設管理予定者との協 議をしたことを示す書面 法30·2、法32、 品規3·1·3	・品川区、東京都下水道局、消防署等との協議書の写し ・品川区以外に提出した協議申請書の添付書類 ・要原本照合 ・消防水利の検討申請の結果、消防水利の設置を要しない場合には消防署との協議書は不要
5-2	20ha 以上の開発行為の場合の諸施設の管理者との協議をしたことを示す書面令23	<ul> <li>・次の者との協議書の写し</li> <li>①義務教育施設設置義務者</li> <li>②水道事業者</li> <li>③電気事業者</li> <li>④ガス事業者</li> <li>⑤JR 及び私鉄経営者等</li> <li>・40 ha 未満の場合は、③④⑤を除く</li> <li>・要原本照合</li> </ul>
5-3	確認書 法30·2、法32、	・消防署から交付される確認書の写し ・要原本照合 ・消防水利の検討申請の結果、 <u>消防水利の設置を要しない場合</u> に交付されるもの ・消防水利の設置を要する場合には不要
6	工事の実施の妨げとなる権 利者の同意を証する書面 <b>(第3号様式)</b>	・東電等の地役権は、工務所長の印(この場合、No. 6·3 の印鑑証明書は不要) ・土地登記簿、公図から権利者を判断 ・建物、工作物は建物登記簿、課税台帳、現地等で判断 ・隣接地の権利者については必要に応じて提出
6-2	公共施設用地の所有者等の 同意を証する書面	<ul><li>・公共施設用地の所有権者等(管理者と所有者が異なる場合)の同意書またはその写し</li><li>・国有財産部局長(都財務局管財部)等の同意</li></ul>

N		明示すべき事項(上段)
No.	図 書 の 名 称	備考(下段)
6-3	同意者の押印の印鑑証明書	
		・登記事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合
		・同意年月日の前3ヶ月以内に発行されたもの
7	土地及び工作物等の登記簿	
	謄本	・発行後3ヶ月以内のもの
	品規 3·1·2、品規 3·1·3	・公図と照合、無地番地の確認
8	申請者の資力及び信用に関	・申請者が法人等の場合
	する書類	①登記簿謄本
	法33·1·12、	②財務諸表
	令24の2、品規3・1・3	③定款
	<u>.</u>	④納税証明証
		⑤事業経歴書
		⑥残高証明等
		⑦その他区長が必要と認めた図書
		・申請者が個人の場合
		①住民票
		②住民税課税証明書
		③残高証明等
		④その他区長が必要と認めた図書
		・登記簿謄本、住民票は発行後3ヶ月以内のもの
		・財務諸表及び事業経歴書は直前の決裁期のもの。ただし、開発区域が 1ha 以上の場合は 3
		ヶ年分の財務諸表とする
		・納税証明書(前年度分のもの)
		法人: 法人事業税
		個人:個人事業税又は住民税
		・残高証明等は金融機関による発行後1ヶ月以内のもの(原本)。複数枚のときは同一日付の
		もの。本社のみのもので構わないが、資金力がなければ親会社のもの
		※工事費に対して相当以上の残高があること
		・このほか、区長が必要と認めた図書があれば添付
9	工事施行者の施行能力に関	・上記 No. 8 の書類
	する <b>書</b> 類	・建設業許可書の写し又は証明書
	法33·1·13、	・工事経歴書 (過去2年)
	令24の3、品規3・1・3	・建設業の許可の種類については総合及び土木工事業
		・登記簿謄本は発行後3ヶ月以内のもの
10	設計者の資格を証する書類	・設計者の資格に関する申告書
	法31、規17·1·4、	<ul> <li>卒業証明書</li> </ul>
	規18、規19	・資格証明書等資格を証明する書類
		・技術士、一級建築士、実務経験証明書その他
		・1ha 以上の開発行為及び地上高が 5m を超える擁壁の設置の場合のみ必要
		・申告書及び卒業証明書、実務経験証明書以外の書類は写しを添付
11	その他、関係法令に基づく	・許可書等の写し
		・河川の占用許可、公有財産の使用許可等を要する場合のみ必要
	その許可書等	・その他区長が必要と認める図書(隣接地の所有者や開発行為に関係すると区長が認める者
	品規 3·1·3	の同意等)
11	許可・認可等が必要な場合 その許可書等	・河川の占用許可、公有財産の使用許可等を要する場合のみ必要 ・その他区長が必要と認める図書(隣接地の所有者や開発行為に関係すると区長が認める

# (2) 開発行為許可申請添付図面

		明示すべき事項 (上段)
No.	図書の名称	備考(下段)
1	位置図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とする
		・航空住宅地図可
2	区域図 (公図の写し)	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・区界
		・土地の地番及び形状
		・転写場所、転写日、転写者名
		・縮尺は公図の原本と等縮尺
2-2	地番表	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等(開発区
		域内については乙区含め全権利者)
		・開発区域の内外を明確にする
0	##30159	・No.2の公図の写しと合わせて1枚にまとめてもよい
3	現況図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤)) ・開発区域内及びその周辺の道路、河川、水路等の位置形状及びその状況
		・既存敷地、家屋及び擁壁等の位置
		・土地の地盤高、等高線(2mの標高差を示すもの)
		・公図の各筆を割り込むこと
		・縮尺 1/500 以上
		・次を参考に着色すること
		既存道路(公道):茶色、既存道路(私道):こげ茶色、河川・水路:青色、
		公園・広場: 黄緑色、緑地: 緑色
4	求積図及び求積表	・開発区域及び関連工事区域の全面積
		・従前及び新設の公共施設の面積
		・未利用地の面積
		・画地の面積
		・縮尺 1/500 以上
		・三斜法による算出とする
5	土地利用計画図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・既存及び新設道路の位置、幅員、辺長、延長
		・公園その他の公共施設の位置形状
		・街区及び敷地の番号、辺長
		・予定建築物等の用途及び配置
		・敷地面積、敷地の辺長、土地利用区分(未利用地等)
		<ul><li>・土地の地盤高</li><li>・樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状</li></ul>
		・縮尺 1/500 以上
		・宅地分譲の場合、予定建築物の配置は省略可
		・No. 5~No. 6·3 を 1 枚にまとめてもよい
		・次を参考に着色すること
		道路:暖色系の色、河川・水路:青色、公園・広場:黄緑色、緑地:緑色、
		下水道:紫色、貯水施設(消防の用に供する貯水施設):水色、公益的施設用地:薄茶色
6	公共施設の管理者等に関す	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
	る図面	・廃止される公共施設
		・変更される公共施設
		・新設される公共施設
		・接続先道路の名称、種別、幅員
		・新旧公共施設一覧表(種別、幅員・寸法、延長、数量、管理者、用地の所有者)
		· 縮尺 1/500 以上
		・L形側溝の種別も記載する

		明示すべき事項(上段)
No.	図書の名称	備考(下段)
6-2	排水施設計画平面図	<ul> <li>・排水区域(集水区域)の区域界、各系統の番号、流下方向(矢印で表示)</li> <li>・管渠の種類、位置、形状、内法寸法、延長、勾配</li> <li>・U字溝の位置</li> <li>・人孔の位置、設置間隔</li> <li>・集水桝の位置、内法寸法</li> </ul>
		・吐口の位置及び放流先の名称、断面寸法 ・浸透施設(浸透桝、トレンチ等)の種類、位置、形状、その他寸法等
		<ul><li>・計算書</li><li>・縮尺 1/500 以上</li><li>・地表水の流下方向は崖と反対方向とする</li></ul>
6-3	給水施設計画平面図	<ul><li>・開発区域外からの流入範囲とその処理に注意する</li><li>・給水施設の位置、形状、内法寸法</li></ul>
0.5	和小地以可画于面区	・取水方法 (水源の種類)、取水地点 ・消火栓の位置
		・縮尺 1/500 以上 N - 5 - N - 6 9 さ 1 せによりかても # いよりと
6-4	公共施設構造図	<ul> <li>No. 5~No. 6-3 を 1 枚にまとめても構いません。</li> <li>・道路縦断図(在来高、計画高、延長、勾配)</li> </ul>
		・道路横断図(幅員、舗装、勾配)
		・排水施設の縦断図(土被り)、横断図
		・河川、水路詳細図 ・公園、広場計画図(形状、寸法、施設の種類)
		・貯水施設詳細図(形状、寸法)
		・その他施設の詳細図(形状、寸法)
		・縮尺 1/50 以上
7	造成計画平面図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・盛土切土の範囲
		・擁壁の位置、高さ、延長 ・法面及び崖の位置、形状、勾配
		・計画地盤高、隣接地の地盤高
		・ 予定建築物の位置形状
		・開発区域周辺の状況 (道路、宅地等)
		• 断面図作成箇所
		・縮尺 1/500 以上 ・切土は黄、盛土は赤で着色
7-2	造成計画断面図	・切工は東、盛工は亦で有巴 ・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
' -	Z-MITEH IME	• 在来地盤高、計画地盤高
		・盛土切土の範囲
		・擁壁の構造、垂直高
		・法面及び崖の勾配、垂直高等
		・排水施設の位置 ・縮尺 1/500 以上
		・在来地盤高は隣接地まで記入すること
		・切土は黄、盛土は赤で着色
8	崖の断面図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		<ul><li>・崖の土質、勾配、垂直高さ、保護の方法</li><li>・在来地盤高、計画地盤高</li></ul>
		・縮尺 1/50 以上
		・土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ
		・崖の種類ごと、位置ごとに図面を作成すること
		・切土をした土地の部分に生ずる高さが 2mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1mを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2mを超え
		る崖について作成すること
		・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項の記載は不要

		明示すべき事項(上段)
No.	図書の名称	備考(下段)
9	擁壁の断面図	・擁壁の種類、高さ、寸法、勾配
		・裏込めコンクリートの寸法
		・水抜き穴の位置(内径 75mm で 3 ㎡に 1 箇所以上)
		・透水層の位置、材料、寸法
		・背面土及び基礎地盤の土質
		・基礎杭の位置、材料、寸法
		・配筋(鉄筋の種類、被り等)
		・地盤改良の範囲、方法
		・在来地盤高、計画地盤高
		・縮尺 1/50 以上
		・擁壁の種類ごと、位置ごとに図面を作成すること
		・標準断面図、被り詳細図、堅壁配筋図、底版配筋図等により明示すること
		・コンクリート間知ブロックを使用する場合は、そのカタログを添付すること
9-2	擁壁の展開図	・擁壁の高さ、距離
		・基礎の幅、前端厚
		・根入れ深さ
		・計画地盤高
		・伸縮目地は、原則として 20m 以内につき 1 箇所とすること
		・各変化点での値が分かるように記入すること
9-3	擁壁の構造計算書	・設計条件、土圧
		・転倒、滑動、沈下に対する安定
		・各部断面の検討
		・掘削面の検討
		・地震に対する安定
		・基礎杭の検討
		・土圧は計算方法を明らかにすること
		・地震に対する安定は次の場合検討すること
		①擁壁高さ 5m を超える場合
		②基礎地盤が軟弱な場合
		③背面が高盛土の場合
9-4	地盤調査書	<ul><li>・土質調査結果</li></ul>
		・崖面を擁壁で覆う場合にのみ必要
9-5	杭打施工計画書	
		・擁壁の基礎を杭基礎とする場合にのみ必要
10	地盤の安定計算書	
		・規則第23条第3項に該当する場合に必要
11	斜面の安定計算書	・設計条件、土圧
		・斜面先崩壊、斜面崩壊、底部崩壊に対する検討
		・切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときに必要
12	防災計画図面	・山留工事、仮囲い、仮排水路の計画図面
		・縮尺 1/500 以上
		・各々について構造図等を添付すること
		・山留工事、仮囲い、仮排水路の計画がある場合にのみ必要
13	開発登録簿	
		・A2 サイズの用紙とすること
		・正副に $1$ 部づつ、その他に折り曲げていないものを $2$ 部用意してください。

- \*各図面には方位を明記してください
- \*自己の居住用の住宅の建築に供するための開発行為の場合は、給水施設計画平面図は不要です
- \*申請図面には、図面作成者の記名及び押印が必要です
- \*開発区域内に都市計画施設がある場合は、その位置について、東京都都市整備局及び品川区都市計画所管課の了解を得てください

# 3 設計者の資格

### 都市計画法第31条(設計者の資格)

前条の場合において、設計に係る設計図書(開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。)は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

#### 都市計画法施行規則第18条(資格を有する者の設計によらなければならない工事)

法第31条の国土交通省令で定める工事は、開発区域の面積が1~クタール以上の開発行為に関する工事とする。

# 都市計画法施行規則第19条(設計者の資格)

法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木、 建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年 以上の実務の経験を有する者
  - ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限 3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術 に関して3年以上の実務の経験を有する者
  - ハ 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
  - 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、 正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術 に関して7年以上の実務の経験を有する者
  - ホ 技術士法による第2次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有すもの
  - へ 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して 2 年以上の実 務の経験を有するもの
  - ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところにより行う講習(以下「講習」という。)を終了した者
  - チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- 二 開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあっては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計と書の作成に関する実務に従事したことのあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者であること。

法第31条は、開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれのあるものあるいは設計について専門的な能力を要するものについて、設計の適正を期すこととしたものです。

設計者資格が必要な開発行為の場合、「第3章第1節第2項 許可申請に必要な図書」において書類の提出 を求められることとなります。

- 設計者資格が必要な場合
  - ① 規則第19条第1号: 1ha 以上20ha 未満の開発許可申請に係る設計図書を作成する場合
  - ② 規則第19条第2号:20ha以上の開発許可申請に係る設計図書を作成する場合

## ○ 申請資格

## ① 規則第19条第1号

	宅地開発の技術に関して必要な実務経験年数
大学卒(土木、建築、都市計画、造園)	2年以上
短大卒(土木、建築、都市計画、造園)	3年以上
高専卒(土木、建築、都市計画、造園)	4年以上
高校卒(土木、建築、都市計画、造園)	7年以上
技術士法試験(建設、水道、衛生工学)合格者	2年以上
一級建築士	2年以上
大臣認定講習修了者	10 年以上
大学院卒(土木、建築、都市計画、造園)	1年以上

#### ② 規則第19条第2号

規則第19条第1号に該当し、開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計図書を作成した経験を有する者、その他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者であること。

## 4 許可又は不許可の通知

都市計画法第35条(許可又は不許可の通知)

都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

必要な図書が揃えられた申請書が提出されますと、申請書類に基づき審査が開始され、審査の結果、許可の基準に適合している場合には許可の通知を、許可の基準に適合しない又は申請書類及び添付書類に不備がありその補正をされない場合には不許可の通知を、それぞれ文書で申請者に対し交付します。申請者は、これらの処分に不服がある場合は、東京都開発審査に対し審査請求を行なうことができます。

# 第2節 工事着手から完了公告までの手続き

## 1 工事着手等

- (1) 工事現場における許可の表示等
  - ア) 開発許可を受けた者は、標識 (第14号様式) により開発行為の施行について都市計画法に基づく許可があったことを表示すること
  - イ) 標識の設置期間は、許可日の翌日から工事完了公告の日までとする
  - ウ)標識の設置位置は、開発区域の道路に接する部分(開発区域が 2 以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さが概ね 1m とする
  - エ) 標識の大きさは、縦 80cm、横 90cm とする
  - オ)ア)による標識に記載した事項を変更した場合には、すみやかにその標識を修正すること

# (2) 工事着手届 (開発行為に関する工事の着手)

開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事に着手したときは、工事着手の届出が必要です。届出には、次の図書を1部提出すること。

N	₩ <b>+</b>	<i>T</i>	-	<i>1</i> 1.	明示すべき事項(上段)
No.	図書	の	名	称	備考(下段)
1	工事着手届	書出			・各記入項目
(第 12 号様式)			・届出者は開発許可を受けた者とする。		
2	標識設置位	置図			・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
					・標識の設置位置
					・許可申請時に提出した土地利用計画図に標識の設置位置を記入したものでよい

N	lw/	書	•	h	£l.a	明示すべき事項 (上段)			
No.	図	昔	の	名	称	備考(下段)			
3	標識	設置状	況			・標識設置状況が分かる写真			
						・設置箇所ごとに必要			
						・遠景と近景のもの			
4	4 工事工程表			・主要な工事の工程					
				・どのような形式でもよい					

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください。

# (3) 公共施設工事着工届(公共施設に関する工事の着手)

開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事のうち、区が管理者となる公共施設に関する工事に着手しようとするときは、工事着手の届出が必要です。届出には、次の図書を 1 部提出 すること。

N W # o b 4		明示すべき事項(上段)
No.	No. 図 書 の 名 称	備考(下段)
1	公共施設工事着工届出書	・各記入項目
	(書式9号)	・届出者は開発許可を受けた者とする。
2	位置図	・開発区域の境界 (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とする
		・航空住宅地図可
3	工事工程表	・主要な工事の工程
		・どのような形式でもよい

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください。

#### 2 道路部分の分筆及び地目の変更

区が管理することとなる道路以外の道路となる土地の部分は、不動産登記法に基づく分筆を行い、地目を「公衆用道路」としてください。また、原則として当該道路部分の筆は一筆としてください。

# 3 公共施設等の検査・引継ぎ

# (1) 公共施設等の検査

区が管理することとなる公共施設等については、次項第1号の「工事完了届出書」又は第2号の「公共施設工事完了届出書」の提出後に検査を受けることとなります。公共施設工事の完了検査は道路公園課、境界杭の設置の検査は土木管理課が行いますので、事前に日程の打ち合わせを行ってください。

区が管理することとなる公共施設等以外の公共施設等については、次項の「工事完了届出書」又は「公 共施設工事完了届出書」の提出前にそれぞれの検査を受け、その内容が同意書又は協議書に記載された内 容と相違がない旨の確認を受けてください。

## (2) 公共施設等の引継ぎ

公共施設等の新設や改廃の手続きについては、工事の進捗にあわせて関係部署等と打ち合わせを行い、 作業を進めてください。

区が管理することとなる公共施設については、次項第3号の公共施設工事の完了検査を受け、内容の確認を終了した後、次の書類を2部提出すること。提出後、住宅課から財産管理を担当する土木管理課に送付し(次号No.1及びNo.2の図書を送付)、また、法第40条第2項に基づく公共施設の用に供する土地に帰属させるための手続きについて都市整備下水道課に依頼します(次号No.3からNo.9の図書を送付)。

区が管理することとなる公共施設等以外の公共施設等がある場合は、帰属について関係部署等と打ち合わせしてください。

No.	図 書 の 名 称	備考
1	公共施設の引継ぎ書	・事業主は開発許可を受けた者とする。
	(書式 12 号)	
2	公共施設に関する図書	・引継ぎする土地および施設、物件の調書
		・位置図、平面図、構造図、求積図、点の記等
3	登記承諾書	• 要捨印
	(書式 12 号の 2)	
4	登記原因証明情報	・要捨印
5	印鑑証明書	・3ヶ月以内に発行されたもの
6	代表者事項証明書	・事業主が法人の場合に必要
7	土地の全部事項証明書	
8	公図の写し	・最新のもの
		・土地の地番及び形状
		・転写場所、転写日、転写者名
9	地籍測量図	

# 4 工事完了届及び完了検査(法第36条)

## 都市計画法第36条(工事完了の検査)

開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に 適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合してい ると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなけれ ばならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

### 都市計画法施行規則第29条(工事完了の届出)

法第36条第1項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第4の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第5の公共施設工事完了届出書を提出して行うものとする。

# (1) 工事完了届

当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したときは、次の図書をファイル(A4 サイズ)に綴じて提出すること。ただし、次号の公共施設工事完了届を提出した開発区域又は工区については、No.5 から No.5-4 まで及び No.10 並びに No.12 の図書は提出する必要はありません。なお、必要部数については第 5 章第 4 節を参照してください。

No.	図 書 の 名	称	備考
1	工事完了届出書 (別記様式第 4)		・届出者は開発許可を受けた者とする。
2	位置図		
3	区域図(公図の写し)		・明示すべき事項は、「第3章第1節第2項 許可申請に必要な図書」と 同様
3-2	地番表		
3-3	土地の登記簿謄本		・土地利用計画図には写真の方向を記入
4	土地利用計画図		・工作物の登記簿謄本は不要
5	公共施設の管理者等に関する図面		・道路部分の分筆及び地目の変更が行われていること ・公共施設工事の検査済証が交付されている場合は、その写しを添付す
5-2	排水施設平面図		ること。また、その場合は公共施設に関係する図面は必要ありません
5-3	給水施設平面図		ること。 かた、 Cッ/物口はAAA地域に関係する自由は近安の方ません

No.	図書	Ø	名	称	備考
5-4	公共施設構造図				・No. 2~No.5-3 と同様
6	造成平面図				
6-2	造成断面図				
7	崖の断面図				
8	擁壁の断面図				
8-2	擁壁の展開図				
9	建築工事施工結果	報告書			・建築課に指定の書式用紙があります
9-2	鉄筋ミルシート				
9-3	コンクリート圧縮	強度試験成績	績書		
9-4	圧接継手引張試験原	<b></b> 成績書			
9-5	コンクリート塩化物	物量測定記録	禄		
9-6	杭打施工報告書				・擁壁の基礎を杭基礎とする場合にのみ必要
10	公共施設の工事記録写真及び完了写真				
11	擁壁の工事記録写真	真及び完了	写真		
12	区以外が管理する	公共施設等	の完了について	つ	
	検査済証又は協議す				

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください。

# (2) 公共施設工事完了届

当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分が完了したときは、他の工事に先立って届け出ることができます。次の図書をファイル(A4サイズ)に綴じて提出すること。

なお、公共施設に関する工事の部分を全体の工事と切り離して届け出ることができることとしたのは、 公共施設に関する工事を他の工事に先立って検査して、管理者への引継ぎ、土地の帰属、費用の負担等の 手続きの処理を迅速に進めることが合理的であるからです。

No.	図 書 の 名 称	備考
1	公共施設工事完了届出書 (別記様式第 5)	・届出者は開発許可を受けた者とする。
2	位置図	
3	区域図(公図の写し)	・明示すべき事項は、「第3章第1節第2項 許可申請に必要な図書」と
3-2	地番表	同様
3-3	土地の登記簿謄本	・土地利用計画図には写真の方向を記入
4	土地利用計画図	・工作物の登記簿謄本は不要
5	公共施設の管理者等に関する図面	・道路部分の分筆及び地目の変更が行われていること
5-2	排水施設計画平面図	・公共施設工事の検査済証が交付されている場合は、その写しを添付す
5-3	給水施設計画平面図	ること。また、公共施設に関係する図面は必要ありません
5-4	公共施設構造図	・開発登録簿の検査済証発行年月日と工事完了公告年月日について、公
6	開発登録簿	共施設工事の欄を追加すること
7	公共施設の工事記録写真及び完了写真	
8	区以外が管理する公共施設等の完了についての	
	検査済証又は協議報告書等	

<sup>\*</sup>各図面には方位を明記してください。

# (3) 完了検査

前々号の「工事完了届出書」又は前号の「公共施設工事完了届出書」の提出後、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査を行ないます。区が管理することとなる公共施設等については、公共施設工事の完了検査は道路公園課、境界杭の設置の検査は土木管理課が行いますので、事前に日程の打ち合わせを行ってください。

<sup>\*</sup>自己の居住用の住宅の建築に供するための開発行為の場合は、給水施設計画平面図は不要です。

<sup>\*</sup>自己の居住用の住宅の建築に供するための開発行為の場合は、給水施設計画平面図は不要です。

区が管理することとなる公共施設等以外の公共施設等については、「工事完了届出書」及び「公共施設工事完了届出書」の提出前にそれぞれの検査を受ける必要があります。

## 5 検査済証の交付

都市計画法施行規則第30条(検査済証の様式)

法第36条第2項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあっては別記様式第6とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあっては別記様式第7とする。

検査の結果、工事が開発許可の内容に適合している場合は、検査済証が交付されます。なお、公共施設等の引継ぎ(帰属)の申請手続きがある場合は、当該申請手続きが完了していることが条件となります。

# 6 完了公告

都市計画法施行規則第31条(工事完了公告)

法第36条第3項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあっては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事を完了した場合にあっては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

検査済証の交付と同日に、工事の完了公告が品川区役所前の掲示板に掲載されます。

# 第4章 その他開発許可に関する手続き

# 第1節 変更の許可等の手続き

都市計画法第35条の2(変更の許可等)

開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる時候の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあっては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあっては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に 提出しなければならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第1項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第 31 条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の<u>国土交通省令</u>で定める工事に該当する場合について、第 32 条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為もしくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であって政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第 33 条、第 34 条、前条及び第 41 条の規定は第 1 項の規定による許可について、第 34 条の 2 の規定は第 1 項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならないばあいについて、第 47 条第 1 項の規定は第 1 項の規定による許可及び第 3 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 47 条第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第 2 号から第 6 号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。
- 5 第1項又は第3項の場合における次条、第37条、第39条、第40条、第42条から第45条まで及び第47条第2項の規定の適用については、第1項の規定による許可又は第3項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。

## 都市計画法施行令第31条(開発行為の変更について協議すべき事項等)

第23条各号に掲げる者との協議に係る開発行為に関する事項で法第35条の2第4項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 開発区域の位置、区域又は規模
- 二 予定建築物等の用途
- 三 協議をするべき者に係る公益的施設の設計
- 2 第23条の規定は、開発区域の区域又は規模の変更に伴い、開発区域の面積が20ヘクタール(同条第3号又は第4号に掲げる者との協議にあっては、40ヘクタール)以上となる場合について準用する。

# 1 変更許可申請(法第35条の2)

都市計画法施行規則第28条の2(変更の許可の申請書の記載事項)

法第35条の2第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 開発許可の許可番号

# 都市計画法施行規則第28条の3(変更の許可の申請書の添付図書)

法第 35 条の 2 第 2 項の申請書には、法第 30 条第 2 項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

### (1) 変更許可申請

開発許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更する場合には、法第35条の2の規定に基づき、変更許可の申請を行ってください。ただし、規則第28条の4各号に掲げる軽微な変更(第2節の軽微な変更の届出参照)に該当する場合は除きます。変更許可の基準については、変更許可申請を受けた時点における技術基準を準用することとなります。

- ア) 開発区域 (開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区) の位置、区域及び規模
- イ) 開発区域において予定されている建築物又は特定工作物の用途
- ウ) 次に掲げる開発行為に関する設計。ただし、区長が軽微な変更として認めるものを除く
  - ① 公共施設の変更
  - ② 排水計画 (放流先、排水施設等の構造や位置) の変更
  - ③ 宅地の地盤高の変更
  - ④ 擁壁の位置、高さ、構造の変更
- エ) 工事施行者
- オ) 自己用・非自己用、居住用・業務用の別
- カ) 資金計画

ウ)ただし書の「区長が軽微な変更として認めるもの」のうち、③に係るものは、当初の許可申請時における現況地盤から 1mを超えない切土盛土、又は直近の許可時における計画地盤から 1m を超えない切土盛土に限る。

公共施設に関連する変更箇所があれば、その変更に対する法第 32 条に基づく協議を変更許可申請の前に 行う必要があります。ただし、当初の協議において、再協議に関する特約が付されている場合はそれによ るものとします。

なお、許可の対象となるのは、開発許可後で、かつ、完了公告前の変更であり、それ以外の変更については法第35条の2の適用はありません。

#### (2) 変更許可申請に必要な図書

開発行為の変更許可申請には、次の図書をファイル(A4サイズ)に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図 書 の 名 称	備考
1	開発行為変更許可申請書	・許可申請者は開発許可を受けた者とする
	(第1号様式)	・代理人がいる場合は、許可申請者の下に住所及び氏名を記入してください
		(代理人がいる場合は委任状が必要となります)
2	位置図	・開発区域の境界を明示する(開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とすること
		・航空住宅地図可
3	開発行為変更許可に関する	・変更前後で変わる部分のすべての図書
	図書	①変更箇所が分かるように着色すること
		②開発登録簿は、調書の変更事項に変更内容を、備考欄に変更の推移がわかるよう許可番
		号をそれぞれ記載したものを提出すること
		・工事の実施の妨げとなる権利者の同意を証する書面 <b>(第4号様式)</b>
		・公共施設に関連する変更箇所があれば、その変更に対する法第 32 条に基づく公共施設管
		理者の同意書及び協議書の写し(要原本照合)又はそれに代わるもの

# 2 軽微な変更の届出

都市計画法施行規則第28条の4(軽微な変更)

法第35条の2第1項ただし書きの国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの
  - ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1000平方メートル以上となるもの
- 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建築の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1へクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあっては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。
- 三 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

# (1) 軽微な変更の届出

計画の変更内容が次に該当する場合は、届出を持って変更許可に代えることができます。

公共施設に関連する変更箇所があれば、その変更に対する法第 32 条に基づく協議を変更の届出の前に行う必要があります。ただし、当初の協議において、再協議に関する特約が付されている場合はそれによるものとします。

- ア) 設計変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものは変更許可が必要となります。
  - ① 予定建築物等の敷地規模の10分の1以上の増減を伴うもの
  - ② 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1000 平方メートル以上となるもの
- イ) 工事施行者の変更。ただし、非自己用の開発行為及び自己の業務用で1ヘクタール以上の開発行為は、 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限ります。
- ウ) 工事の着手予定年月日又は工事の完了年月日の変更

# (2) 軽微な変更の届出に必要な図書

軽微な変更の届出には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については 第 5 章第 4 節を参照してください。

No.	図 書 の 名 称	備考
1	開発行為変更届出書 <b>(第2号様式)</b>	・届出者は開発許可を受けた者とする。
2	位置図	・開発区域の境界を明示する (開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤)) ・規模に応じて分かりやすい縮尺とすること ・航空住宅地図可
3	開発行為の変更に係る図書	<ul> <li>・変更前後で変わる部分のすべての図書</li> <li>①変更箇所が分かるように着色すること</li> <li>②開発登録簿は、調書の変更事項に変更内容を、備考欄に変更の推移がわかるよう許可番号をそれぞれ記載したものを提出すること</li> <li>・工事の実施の妨げとなる権利者の同意を証する書面</li> <li>・公共施設に関連する変更箇所があれば、その変更に対する法第32条に基づく公共施設管理者の同意書及び協議書の写し(要原本照合)又はそれに代わるもの</li> </ul>

# 3 その他の変更の報告

# (1) その他の変更の報告

許可を要する変更の対象にならず、かつ、軽微な変更の対象にもならない計画の変更については、報告という形式で書類の提出を求めています。

報告となる変更内容は例として次のようなものが考えられます。

- ア) 申請者の代表者氏名が変わる場合
- イ) 開発行為に関する設計のうち第1項第1号ウ) (3-22頁) のただし書にあたる場合

# (2) その他の変更の報告に必要な図書

その他の変更の報告には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図書の名称	備考
1	開発行為変更報告書	・届出者は開発許可を受けた者とする。
2	位置図	・開発区域の境界を明示する(開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤)) ・規模に応じて分かりやすい縮尺とすること ・航空住宅地図可
3	開発行為の変更に係る図書	<ul> <li>・変更前後で変わる部分のすべての図書</li> <li>①変更箇所が分かるように着色すること</li> <li>②開発登録簿は、調書の変更事項に変更内容を、備考欄に変更の推移がわかるよう許可番号をそれぞれ記載したものを提出すること</li> <li>・工事の実施の妨げとなる権利者の同意を証する書面</li> <li>・公共施設に関連する変更箇所があれば、その変更に対する法第32条に基づく公共施設管理者の同意書及び協議書の写し(要原本照合)又はそれに代わるもの</li> </ul>

# 4 新たな開発許可

計画の変更が次のいずれかに該当する場合には、変更の許可等ではなく新たな開発許可が必要となります。この場合は、当初の開発行為を廃止し、改めて開発許可の申請をしてください。

- ア) 開発行為の目的が、建築物、第一種特定工作物、第二種特定工作物の間で変更される場合
- イ) 当初の開発区域の規模と比較して、2分の1以下又は2倍以上となる場合
- ウ) その他当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更と認められる場合

# 第2節 建築制限等の解除の手続き

## 都市計画法第37条(建築制限等)

開発許可を受けた者は開発区域内の土地においては、前条第3条の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他 都道府県知事が支障がないと認めたとき。
- 二 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、 又は特定工作物を建設するとき。

# 1 建築制限等(法第37条)

開発行為に関する工事の完了公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません。ただし、建築制限等の解除を受けた場合は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することができます。

なお、工事着手届を承認申請前に提出する必要があります。

### 2 建築制限等の解除に必要な図書

工事完了公告前の建築等承認の申請には、次の図書をファイル(A4 サイズ)に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図書の名称	備考					
1	工事完了公告前の建築等承	・承認申請者は開発許可を受けた者とする					
	認申請書 <b>(第 15 様式)</b>	・代理人がいる場合は、承認申請者の下に住所及び氏名を記入してください					
		(代理人がいる場合は委任状が必要となります)					
2	位置図	・開発区域の境界を明示する(開発区域は一点鎖線(赤)、関連工事区域は二点鎖線(赤))					
		・規模に応じて分かりやすい縮尺とすること					
		・航空住宅地図可					
3	設計概要書	・建築物又は特定工作物の概要が分かるもの(建物高さ、延べ床面積、建築面積、住戸数、					
		住戸面積、店舗面積等を記載)					
4	配置図	・建築物敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ等がわかるもの					
5	各階平面図	・各種寸法を明記すること					
5	断面図・立面図						
6	工事工程表	・主要な工事の工程を記載すること					
		・どのような形式でもよい					
7	資金計画書	・収支計画の概算や年度別資金計画を明記すること					
		・工事費は建設行為に関するもののみ(ただし、開発行為と一体の工事となる場合、開発					
		業費を含んだものとする)					

# 第3節 開発行為の廃止の手続き

都市計画法第38条(開発行為の廃止)

開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

### 1 開発行為の廃止(法第38条)

開発許可を受けた後に開発事業を取止める場合は、届出が必要となります。なお、すでに工事に着手している場合は、防災措置等が必要になりますので、事前に住宅課に相談をしてください。

## 2 開発行為の廃止に必要な図書

開発行為の廃止の届出には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図 書 の 名 称	備考			
1	開発行為に関する工事の廃 止の届出書 (別配様式第8)	・届出者は開発許可を受けた者とする ・代理人がいる場合は、届出者の下に住所及び氏名を記入してください (代理人がいる場合は委任状が必要となります)			
2	開発行為の許可を受けたこ とを証する書類	・開発行為許可書の写しを提出すること(要原本照合) ・変更許可を受けている場合はその写しも添付すること			

# 第4節 地位の承継の手続き

# 1 一般承継による地位の承継(法第44条)

都市計画法第44条(許可に基づく地位の承継)

開発許可又は前条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた 当該許可に基づく地位を承継する。

### (1) 一般承継による地位の承継

開発許可を受けた者の一般承継人は、被承継人の有していた開発許可に基づく地位を承継します。「一般承継人」とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)又は合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)を指します。「許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、例えば、許可権者との関係において、次のようなものがあります。

- ア) 適法に開発行為又は法第43条第1項の許可を要する建築行為若しくは用途の変更を行うことができる権能
- イ)公共施設の管理者との同意、協議によって定められている公共施設の設置、変更の権能
- ウ) 土地所有者等との工事に付き同意を得ているという地位
- エ) 工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務

なお、一般承継人は、開発許可に基づく地位を当然に承継しますので、開発行為を行う意思がない場合は、開発行為の廃止の届出 (3-25 頁) を行ってください。

# (2) 一般承継による地位の承継に必要な図書

一般承継による地位の承継の届出には、次の図書をファイル (A4 サイズ) に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図 書 の 名 称	備考					
1	地位の承継届出書 <b>(第 24 号様式)</b>	・代理人がいる場合は、承継者の下に住所及び氏名を記入してください					
2	委任状	・委任者及び受任者の住所、氏名、委任日等を明記すること ・代理人に委任する場合に必要					
3	適法に承継したことを証明 する書類	とを証明・戸籍謄本、商業登記簿謄本、その他適法に承継したことを証明する書類					
4	資金計画書 ・収支計画の概算や年度別資金計画 ・工事費は開発行為に関するもののみ(ただし、建築物の建設と一体の工事とな 築等の制限解除を受けている場合、建設事業費を含んだものとする)						
5	承継人の資力信用に関する 書類	・「第3章第1節第2項第1号 開発行為許可申請添付書類」の No.8 に示す書類(「申請者」を「承継人」に読み替える)					
6	区域図(公図の写し)	・最新のもの ・明示すべき事項等は、「第3章第1節第2項第2号 開発行為許可申請添付図面」の No.2 を参照してください					
7	土地及び工作物等の登記簿 謄本	・発行後3ヶ月以内のもの					

<sup>\*</sup>廃止の届出を同時に行なう場合に限り、No.4~No.7の書類は不要です。

# 2 特定承継による地位の承継(法第45条)

### 都市計画法第45条(許可に基づく地位の承継)

開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けたものが有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

# (1) 特定承継による地位の承継

開発許可を受けた者の特定承継人は、開発許可権者の承認を受けて、開発許可に基づく地位を承継することができます。

# (2) 特定承継による地位の承継に必要な図書

特定承継による地位の承継の承認申請には、次の図書をファイル(A4 サイズ)に綴じて提出すること。必要部数については第5章第4節を参照してください。

No.	図 書 の 名 称	備考					
1	地位の承継の承認申請書 (第 25 号様式)	・代理人がいる場合は、承認申請者の下に住所及び氏名を記載すること					
2	委任状	・委任者及び受任者の住所、氏名、委任日等を明記すること ・代理人に委任する場合に必要					
3	被承継人の承諾書	・申請年月日の前3ヶ月以内に発行された印鑑証明書を添付すること ・書式は任意					
4	資金計画書	<ul><li>・収支計画の概算や年度別資金計画</li><li>・工事費は開発行為に関するもののみ(ただし、建築物の建設と一体の工事となる場合や建築等の制限解除を受けている場合、建設事業費を含んだものとする)</li></ul>					
5	承継人の資力信用に関する 書類	・「第3章第1節第2項第1号 開発行為許可申請添付書類」の No.8 に示す書類(「申請者」を「承継人」に読み替える)					
6	区域図(公図の写し)	・最新のもの ・明示すべき事項等は、「第3章第1節第2項第2号 開発行為許可申請添付図面」の No.2 を参照してください					
7	土地及び工作物等の登記簿 謄本	・発行後3ヶ月以内のもの					

## 第5節 都道府県等が行う開発行為の手続き

# 都市計画法第34条の2 (開発許可の特例)

国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港湾局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第29条第1項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第2項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することを持って、開発許可があったものとみなす。

2 第32条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第41条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第47条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

# 1 都道府県等が行う開発行為(法第34条の2)

法第34条の2は、国又は都道府県等が行う開発行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす規定です。

このことから、他の開発行為と同様に工事完了検査(法第36条)、完了公告があるまでの建築制限(法第37条)、開発行為の廃止届(法第38条)等の規定が適用されます。また、本規定は立地の適切性を確

保しようとするものであることから、国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議においても、原則 として法第33条及び第34条の基準への適合性が求められます。

なお、協議を要するかどうかは、開発行為の目的やその目的となる建築物が法第 29 条各号並びに令第 21 条各号又は令第 22 条各号にあたるかで判断してください。特に令第 21 条第 26 号の取扱いに注意すること。

## 2 事前の手続き

「第2章 事前協議の手続き」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「法第29条の開発許可申請」とあるのは「開発協議申出」、「開発許可を申請しようとする者」とあるのは「開発協議を申出しようとする者」とそれぞれ読み替えるものとします。

## 3 開発協議申出から同意までの手続き

「第3章第1節 開発許可申請から許可までの手続き」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「許可申請」とあるのは「協議申出」、「申請者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとします。「第3章第1節第4項 許可又は不許可の通知」においては、「申請」とあるのは「申出」、「許可の通知」とあるのは「同意の通知」、「不許可の通知」とあるのは「不同意の通知」とそれぞれ読み替えるものとします。

また、「第3章第1項第2節第1号 開発行為許可申請添付書類」においてNo.1の開発行為許可申請書は開発行為協議申出書(第6号様式)となり、No.1の明示すべき事項において「許可申請者」とあるのは「協議申出者」、No.8において「申請者」とあるのは「申出者」に読み替えるものとします。なお、No.8及びNo.9の書類が不要とはなりませんが、同等に確認できるものが他にある場合はそれによるものとします(例えば入札の経緯等)。

## 4 工事着手から完了公告までの手続き

「第3章第2節 工事着手から完了公告までの手続き」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「開発行為の許可を受けた者」とあるのは「開発行為の同意を得た者」、「許可申請」とあるのは「協議申出」、この他「許可」とあるのは「同意」と読み替えるものとします。

# 5 その他の手続き

その他の手続きについては次の各号に従ってください。なお、本項に記載がないものについては、その 都度協議するものとします。

### (1) 変更協議の申出

「第4章第1節第1項 変更許可申請」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「許可申請」とあるのは「協議申出」、「開発許可を受けた者」とあるのは「開発同意を得た者」、「変更許可」とあるのは「変更協議」、その他「許可」とあるのは「協議」と読み替えるものとします。

「第4章第1節第1項第2号 変更許可申請時に必要な図書」においてNo.1の開発行為変更許可申請書は開発行為変更協議申出書(第7号様式)となり、No.3の図書は開発行為変更協議に関する図書となり、明示すべき事項において「許可番号」とあるのは「同意番号」と読み替えるものとします。

#### (2) 軽微な変更の届出

「第4章第1節第2項 軽微な変更の届出」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「変更許可」とあるのは「変更同意」と読み替えるものとします。「第4章第1節第2項第2号 軽微な変更の届出に必要な図書」において、第2号様式及びNo.3の明示すべき事項の「許可番号」とあるのは「同意番号」と読み替えるものとします。

#### (3) その他の変更の報告

「第4章第1節第3項 その他の変更の報告」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「許可」とあるのは「同意」、「申請者」とあるのは「申出者」、「許可番号」とあるのは「同意番号」と読み替えるものとします。

### (4) 新たな開発協議

「第4章第1節第4項 新たな開発許可」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「許可」とあるのは「協議」、「申請」とあるのは「申出」と読み替えるものとします。

# (5) 建築制限等

「第4章第2節 建築制限等」と同様の手続きが必要となります。

# (6) 開発行為の廃止

「第4章第3節 開発行為の廃止」と同様の手続きが必要となります。ただし、本文中「開発許可を受けた後」とあるのは「開発同意を得た後」、「許可番号」とあるのは「同意番号」と読み替えるものとします。

# 第5章 その他

# 第1節 標準処理期間

標準処理期間は次のとおりです。行政手続法に基づく標準処理期間とは、補正や書類不備のない申請が許可されるまでの標準的な期間をいいます。

なお、補正等がある場合は、標準処理期間よりも長くかかることがあります。

事務名称	根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可 (1ha 未満)	注 <b>第</b> 90 条	<u>15</u> 日
開発行為の許可 (1ha以上)	法第29条	<u>30</u> 日
開発行為の同意	法 第 32 条	非設定
開発行為の変更許可	法第 35 条の 2	15 日
建築制限の解除	法 第 37 条	<u>10</u> 目
特定承継の承認	法 第 45 条	<u>10</u> 目

# 第2節 申請手数料

申請手数料は次のとおりです。申請手数料は住宅課の窓口にて現金により納めてください。なお、申請手数料の規定は、法第34条の2 (開発許可の特例) による協議には適用されません。

# 1 開発行為許可申請(法第29条)

田がひや工建	申請手数料(円)			
開発区域面積	自己の居住用	自己の業務用	その他	
1,000 ㎡未満	13,000	20,000	131,000	
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	34,000	46,000	199,000	
3,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満	65,000	100,000	292,000	
6,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	133,000	185,000	348,000	
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	200,000	307,000	525,000	
30,000 ㎡以上 60,000 ㎡未満	261,000	415,000	599,000	
60,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	337,000	521,000	746,000	
100,000 ㎡以上	460,000	737,000	1,004,000	

# 2 開発行為変更許可申請(法第35条の2)

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額とします。ただし、その額が 1,004,000 円を超えるときは、1,004,000 円とします。

- (1) 設計変更は前項の10分の1
- (2) 区域変更は前項の額
- (3) その他は15,000円

# 3 地位の承継の承認申請(法第45条)

自己非自己の別及び開発	申請手数料(円)		
自己の居住用	2,500		
自己の業務用	1ha 未満	2,500	
日口の未務用	1ha 以上	4,000	
その他	19,000		

<sup>※</sup> 一般承継の届出には手数料は不要です。

## 第3節 申請、届出の様式等について

住宅課窓口にて直接お渡ししておりますので、お手数ですがご連絡の上お越しください。

# 第4節 申請書、届出書の提出部数

由註事然の名称	正	副	写し				
申請書等の名称	本	本	建築課	土木管理課	道路課	河川下水道課	公園課
事前協議書	$\circ$	0	0	△※1	△※1	△※2	△※2
同意・協議申請書	0	0	_	_	_	_	_
協議書	$\circ$	$\circ$	_	△※1	△※1	△※2	△※2
開発行為許可申請書	$\circ$	$\circ$	△※3	_	_	_	_
工事完了届出書	$\circ$	$\circ$	△※3	△※1	△※1	$\triangle$ $\cancel{*}$ 2	$\triangle$ $\cancel{\times}$ 2
公共施設工事完了届出書	$\circ$	$\circ$	_	△※1	△※1	△※2	$\triangle$ $\!$ 2
公共施設の引継ぎ書	$\circ$	$\circ$		_	_	_	
開発行為変更許可申請書	$\circ$	$\circ$	△※3	_	_	_	_
軽微な変更届出書	$\circ$	$\circ$	_	_	_	_	_
開発行為変更報告書	$\circ$	$\circ$	△※3	_	_	_	_
工事完了公告前の 建築等承認申請書	0	0	_	_	_	_	_
開発行為に関する 工事の廃止の届出書	0	0	_	_	_	_	_
地位の承継届出書	$\circ$	0					
地位の承継承認申請書	$\circ$	0	_	_	_	_	_

- ※1 区と法第32条第1項及び第2項の協議を要する場合に必要
- ※2 提供公園がある場合に必要
- ※3 擁壁工事がある場合に必要

# 第6章 手続きに関する基準

# 第1節 工区の設定に関する基準

工区とは、開発区域全体をいくつかの施行単位として分けたそれぞれの区域のことをいいます。

工区設定は、開発区域の規模が広い範囲にわたる場合において、区域内に設置される道路、公園、排水施設等の公共施設を先行的に検査、帰属等の手続きを進めることにより、開発行為を早期に完了させることが目的ですので、工区を設定する場合には先行する工区に道路、公園、排水施設等の公共施設が含まれていることが必要となります。

例えば、開発区域をA工区とB工区に分けたとき、A工区からの排水がB工区で整備される下水道を通過することになる場合、B工区の検査済証(別記様式第六又は別記様式第七)が交付されていないとA工区の検査済証は交付することはできません。

これに類似する例として、道路新設を伴う開発行為について A 工区と B 工区に分けたとき、B 工区を通って A 工区に行き止まり道路の終点が存在するような場合、先の例と同様に、B 工区の検査済証が交付されていないと A 工区の検査済証は交付することはできません。

そのほかの要件は個々のケースによりますが、概ね次の点に注意してください。

- (1) むやみに工区数を増やしてはならない
- (2) 切土又は盛土を一体で行う範囲を分断するような工区設定を行ってはならない
- (3) 公共施設(道路、下水道等)を分断するような工区設定については管理者と協議すること
- (4) 開発区域内に公共施設の設置の予定がない開発行為においては工区設定できない

# 第2節 建築制限等の解除に関する基準

開発行為に関する工事の完了公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません。ただし、次に掲げる要件を満足し、建築制限等の解除を受けた場合はこの限りではありません。

- (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき
- (2) その他都道府県知事が支障がないと認めたとき

ここで、「その他都道府県知事が支障がないと認めたとき」とは、次の要件に該当するもので、開発工事の工程上や施行上やむを得ない場合をいいます。<u>また、工期の短縮は、解除の理由とはなりません。</u>

- ① 建築物を土留めとして利用する場合(建築物と一体の構造も含む。)
- ② 建築工事のため大型建設機械等の搬出入に伴い、開発行為により整備する道路等の公共施設が破損する恐れがある場合
- ③ 宅地造成工事の妨げとなる既存建築物を移転し改築する場合
- ④ 官公署、地区センター、その他の公益的施設を先行的に建設する場合
- ⑤ 既存の建築物等を開発区域内で移転し改築する場合
- ⑥ 地下車庫を築造する場合
- (7) 雨水処理施設等を建築工事の中で築造しないと支障を来たす場合

## 第3節 地位の特定承継に関する基準

地位の特定承継の承認を受けようとする者は、次の要件を満足する必要があります。ただし、(1)の要件については、非自己用又は 1ha 以上の自己用の業務用に限ります。

(1) 開発者となるために必要な資力及び信用を有すること

当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用を有する必要があります。具体的な内容については「第2部第1章第9節 申請者の資力・信用」を準用する。

(2) 被承継人(旧開発者)から開発行為を行う権原を取得していること

適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得している 必要があります。

なお、工事の着手予定年月日又は工事の完了年月日の変更を伴う場合は、別に届出も必要となりますので「第4章第1節第2項 軽微な変更の届出」を参照してください。また、「第4章第4節第1項」に定義する「許可に基づく地位」が承継されることから、同意の取り直しや協議のやり直し等の必要はありませんが、承認後、すみやかに同意先や協議先に承継された旨を周知してください。